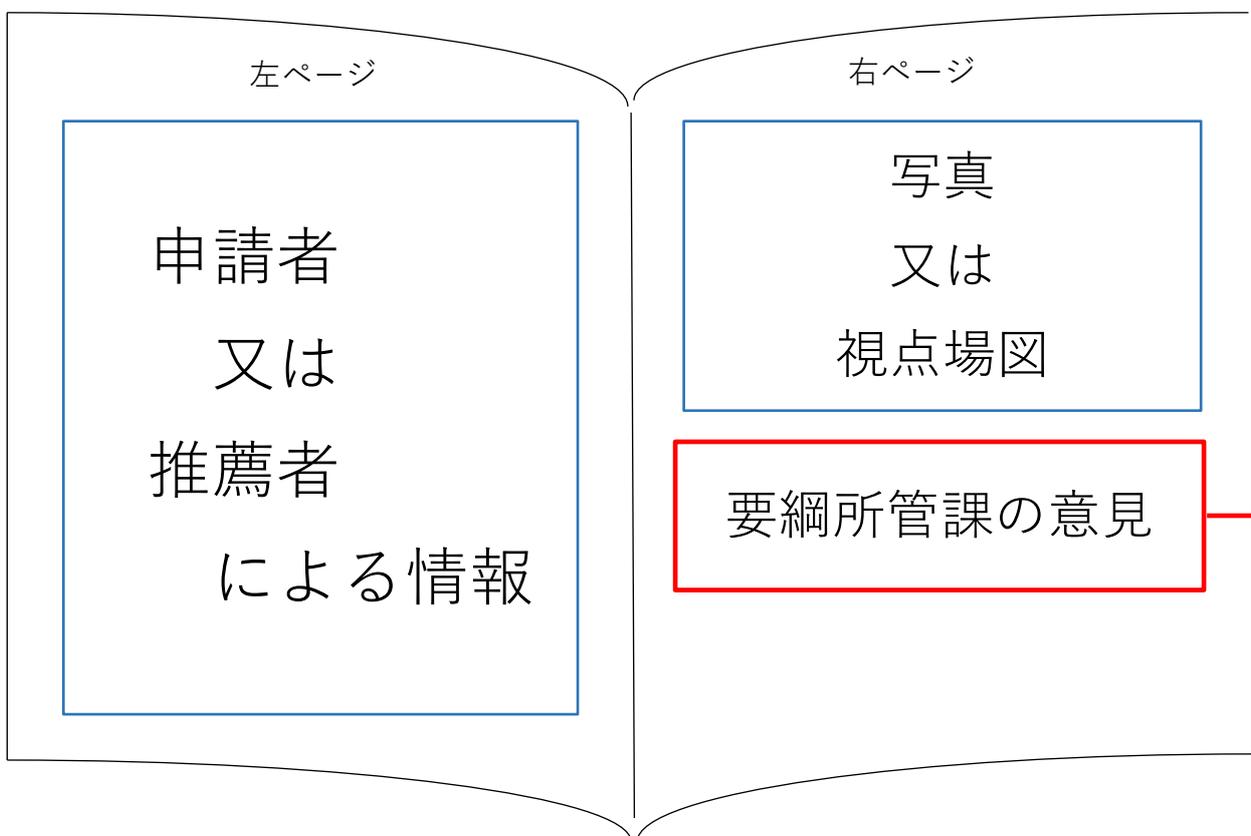


令和3年度景観カルテ

本文書には、個人情報が含まれています。
取り扱いには十分ご注意ください。

景観カルテの見方

- ・見開きで、1件の受付物件を掲載しています。
- ・左ページには、申請書又は推薦書に記載されている情報等を掲載しています。
- ・右ページ上部には、申請者又は推薦者が添付した写真や、事務局が撮影した写真又は視点場図を掲載しています。
- ・右ページ下部に、事務局による意見を記しています。



前橋市景観資産登録制度 令和3年度受付物件一覧

受付No.	名称	所在地	種別	ページ	事務局意見
1	前橋カトリック教会聖堂	大手町二丁目14-6	建造物等	1	○
2	旧奈良製糸所生糸倉庫	日吉町二丁目5-7	建造物等	3	○
3	前橋刑務所レンガ塀及び表門	南町一丁目23-7	建造物等	5	○
4	牛込邸の門塀及びアカマツ	下新田町332	建造物等・樹木	7	○
5	大渡橋から眺望する赤城山	総社町	風景と視点場	9	○
6	敷島公園ポート池から眺望する赤城山	敷島町	風景と視点場	11	○
7	赤城神社参道松並木	三夜沢町	風景と視点場	13	○



景観資産の登録要件

1 申請者

建造物等・樹木については、所有者からの申請が必要

2 各種別の登録基準

(1) 建造物等

道路等公共の場所から望見することができ、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、地域の良好な景観形成に寄与している建造物等

(2) 樹木

道路等公共の場所から望見することができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等（森林や並木を除く。）

(3) 風景と視点場

地域固有の良好な景観形成を表す、次に掲げる風景及びそれを望見できる道路等公共の視点場

- ①豊かな自然により構成される風景②歴史・文化の蓄積を感じられる風景③市民活動の醸成により生まれた風景④地区を代表する個性を持った風景⑤その他市民に親しまれている本市を代表する風景

事務局意見…事務局において、上記の要件から、登録に適しているかを判断した。

○…登録に適している △…現状では登録に適さない ×…登録に適さない